

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	自立支援医療費(精神通院)の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区は自立支援医療費(精神通院)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

目黒区長

公表日

令和6年12月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療費(精神通院)の支給に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき、精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患又はてんかんを有するもので、通院による治療を継続的に要する程度の病状にある者に対し、当該医療費の支給に関する次の事務において特定個人情報を取り扱う。 1 自立支援医療費(精神通院)の支給認定 2 自立支援医療費(精神通院)の支給認定の変更 3 自立支援医療費(精神通院)の支給認定の申請内容の変更
③システムの名称	精神保健システム、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療費(精神通院)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 情報提供は行わない 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項、145の項及び146の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保健予防課 / 碑文谷保健センター
②所属長の役職名	保健予防課長 / 碑文谷保健センター長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 保健予防課保健サービス係 / 碑文谷保健センター保健サービス係 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 / 〒152-0003 東京都目黒区碑文谷四丁目16番18号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 保健予防課保健サービス係 / 碑文谷保健センター保健サービス係 電話番号(直通) 03-5722-9503 / 03-3711-6446
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年 12 月 18 日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ② 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	目黒区情報セキュリティ基本方針及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月3日	評価書名	自立支援医療費(精神通院)の支給に関する事務	自立支援医療費(精神通院)の支給に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和2年3月3日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別 表第一の84の項	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(以下「番号法」とい う。)第9条第1項及び別表第一の84の項並びに主 務省令(※)第60条 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律別表第一 の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年 内閣府・総務省令第5号)	事後	
令和2年3月3日	I 関連情報 4. 情報tokutei個人影響ネット ワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号並びに別表第二の108の項	【情報提供の根拠】 情報提供は行わない 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第7号及び別表第二の次の項目 並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令 (※)の該当条項 ・別表第二の108、109、110 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情 報を定める命令第55、55-2、55-3条 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律別表第二 の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第7号)	事後	
令和2年3月3日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日現在	令和1年9月1日現在	事後	
令和2年3月3日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日現在	令和1年9月1日現在	事後	
令和2年3月3日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワー クシステムを通じた提供を除く。)	「 」提供・移転しない 十分である	「○」提供・移転しない	事後	
令和2年3月3日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへ の対策は十分か	「 」接続しない 十分である	「○」接続しない	事後	

令和2年3月3日	IVリスク対策 8. 監査 実施の有無	○内部監査	○自己点検 ○内部監査 ○外部監査	事後	
令和2年12月3日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年9月1日現在	令和2年9月1日現在	事後	
令和2年12月3日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年9月1日現在	令和2年9月1日現在	事後	
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日現在	令和3年7月29日現在	事後	
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日現在	令和3年7月29日現在	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 情報提供は行わない 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第7号及び別表第二の次の項目並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第二の108、109、110 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55、55-2、55-3条 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	【情報提供の根拠】 情報提供は行わない 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第二の次の項目並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第二の108、109、110 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55、55-2、55-3条 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の84の項並びに主務省令(※)第60条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の117の項並びに主務省令(※)第60条	事前	
令和5年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	精神保健システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	精神保健システム、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能、中間サーバー	事前	

令和5年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 【情報照会の根拠】	・別表第二の108、109、110	・別表第二の142、143、144	事前	
令和5年9月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月29日現在	令和5年9月1日現在	事後	
令和5年9月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月29日現在	令和5年9月1日現在	事後	
令和6年12月2日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一の117の項並びに主務省令（※）第60条	番号法第9条第1項及び別表117の項	事前	
令和6年12月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 情報提供は行わない 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第7号及び別表第二の次の項目並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令（※）の該当条項 ・別表第二の108、109、110 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55、55-2、55-3条 ※主務省令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）	【情報提供の根拠】 情報提供は行わない 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項、145の項及び146の項	事前	
令和6年12月2日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日現在	令和6年11月1日時点	事前	
令和6年12月2日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日現在	令和6年11月1日時点	事前	

令和6年12月2日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		十分である ①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ② 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミス	事前	
令和6年12月2日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	
令和6年12月2日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		十分である 目黒区情報セキュリティ基本方針及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	事前	